

消 地 協 第 64 号
令和 7 年 3 月 31 日

福島県知事 殿

消費者庁長官
(公印省略)

被災県における「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」等の
取扱いについて（通知）

一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係る、地方消費者行政強化交付金を活用して行われる事業については、「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」（令和 6 年 3 月 28 日最終改正。以下「実施要領」という。）にて、別紙のとおり取り扱うこととしましたので通知いたします。

また、本通知は令和 7 年 4 月 1 日から適用することとし、「被災県における「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」等の取扱いについて（通知）」（令和 6 年 3 月 28 日付け消地協第 33 号）については、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止することといたします。

貴県におかれましては、本通知の内容を貴管内市町村等に周知していただくとともに、必要に応じて貴県の関係規程を整備の上、震災の復旧・復興のために交付金等を有効に活用していただければ幸いです。

なお、本通知に関する問合せは、消費者庁地方協力課までお願いいたします。

被災県における「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」等の
取扱いについて

一般会計に係る、地方消費者行政強化交付金（以下「交付金」という。）及び東日本大震災復興特別会計に係る、地方消費者行政推進交付金（以下「復興交付金」という。）を活用して行われる事業の実施については、実施要領を、以下のとおり取り扱うものとする。

（１）復興交付金を活用して行う事業について（実施要領第４（１）①及び（２）①
関連）

復興交付金は、地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱（令和６年３月２８日付け消地協第３３号）第２の目的に沿った事業（以下「復興関連事業」という。）に使用しなければならない。

（２）事業計画の策定について（実施要領第２（１）③関連）

県及び市町村等は、復興交付金を活用して行われる復興関連事業に係る事業計画を別に定める様式により毎年度策定し、消費者庁長官に提出するものとする。

（３）交付金及び交付金相当分の支出限度額について（実施要領第２（１）⑤関連）

実施要領第２（１）⑤イ中、「２分の１相当を上回らない額」とあるのは、福島県については、「３分の２相当を上回らない額」と読み替えて適用する。

（４）事業の実施により取得した財産の処分について（実施要領第４（１）⑨及び（２）
⑩関連）

復興交付金を活用して行われる復興関連事業の実施により取得した財産を、処分することにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部につき国庫への返還を要する場合には、東日本大震災復興特別会計への返納分として取り扱うものとする。

（５）実施要領別添１Ⅱ．推進事業中、１．から６．までの読替えについて（実施要
領別添１関連）

１．から６．まで中、「平成２９年度末までに」を「令和７年度末までに」に読み替えて適用する。

１．（２）①中「消費生活センターを追加的に設置し、相談事業を実施しようとする

る市町村等」とあるのは「消費生活センターを追加的に設置し、相談事業を実施しようとする地方公共団体」と、「消費生活センターの一層の機能強化を図ろうとする市町村等」とあるのは「消費生活センターの一層の機能強化を図ろうとする地方公共団体」と読み替えて適用する。

1. (2) ②中「消費生活センターを設置する市町村等」とあるのは、「都道府県及び消費生活センターを設置する市町村等」と読み替えて適用する。

1. (2) ③中「苦情処理委員会を設置する市町村等」とあるのは、「都道府県及び苦情処理委員会を設置する市町村等」と読み替えて適用する。

2. (2) ①実務的研修の実施中「管内の市町村等を支援するために」とあるのは、「管内において」と読み替えて適用する。

3. (2) ①研修開催（都道府県）及び③研修参加支援（都道府県）中「管内の市町村等の取組を支援するために、管内の」とあるのは、「管内の」と読み替えて適用する。

4. (1) 事業内容中「平成 24 年度末」とあるのは、「令和 7 年度末」と読み替えて適用する。

(6) 活用期間について（実施要領別添 2 関連）

平成 30 年度から令和 7 年度までの間に新規に立ち上げた事業の実施期間については、実施要領別添 2 に規定する活用期間内であっても、最長で令和 9 年度までとする。